

## 第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

### 第1節 通信施設等整備改良計画

災害時における無線通信は、災害予防、災害応急対策、災害復旧等速やかに処理するために重要な業務である。災害時にその機能を有効かつ適切に発揮できるよう、常時整備点検を行うと同時に設備の充実を図る。

区 分	内 容
防災行政無線	ア 固定系 災害時等の場合には、市民等への情報伝達、避難誘導等を防災行政無線を通じて行う。 ・親局1局、屋外子局26局、戸別受信機21,047台（平成28年度末時点） イ 移動系 車載局で災害時における災害情報の収集、及び伝達等を行う。 ・基地局1局、移動局44局
地域防災無線	市の関係各課及び防災関係機関、生活関連施設に設置をし、正確な情報の発信や収集を行い、防災行政無線を補完する。平成23年度にデジタル化へ更新した。 ・基地局2、中継局1、移動局261
衛星携帯電話	災害対策本部と支部との間で、災害時における情報の収集及び伝達等に関する通信業務を行う。
県防災行政無線	・市と県との間で、災害時における情報の収集及び伝達等に関する通信業務を行う。 ・設置場所は、防災担当課及び消防本部通信指令課
アマチュア無線	御殿場市アマチュア無線非常通信連絡協議会は、災害時における電話等の通信がふくそうした時、行政機関により細かな情報を提供するものとする。

### 第2節 防災資機材整備計画

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えて防災資機材を整備し、その機能を十分発揮させ防災活動の円滑な実施を図る。

#### 1 応急活動のための資材、機材の整備計画

消防団をはじめ応急対策活動に従事するものの装備のため、次に掲げる資機材の整備を図る。

区 分	内 容
水 防 資 材	杭木、空俵、縄、鉄線、蛸木、掛矢、ショベル、つるはし、土のう袋
救 助 用 資 材	舟艇、担架、ヘルメット、毛布、投光機、拡声機、ロープ、船外機、ゴムポート、救命用胴衣、発電機
給 水 用 資 材	給水車、ろ水機、布製水槽
そ の 他	天幕、折たたみ式寝台、長ぐつ、雨具、簡易トイレ 等

### 第3節 道路鉄道等災害防止計画

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図る。

区 分	内 容
道路交通の災害予防計画	<p>道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 安全設備等の整備</li> <li>イ 防災体制の確立（情報連絡を含む。）</li> <li>ウ 異常気象時の通行規制区間の指定</li> <li>エ 通行規制の実施及び解除</li> <li>オ 通行規制の実施状況に関する広報</li> </ul>
鉄道の災害予防計画	<p>鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 安全施設等の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。</li> <li>・路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。</li> </ul> </li> <li>イ 防災体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> <li>・動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。</li> </ul> </li> <li>ウ 異常気象時における運転の停止等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。</li> <li>・中止等の基準は資料編（10-5）のとおりである。</li> </ul> </li> <li>エ 運行規制の実施状況に関する広報</li> </ul>

### 第4節 防災知識の普及計画

- 地震等による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ、市民及び各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。
- 災害対策関係職員及び市民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行う。

区 分	内 容
教育機関	防災に関する教育の充実に努める。
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。</li> <li>・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。</li> <li>・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。</li> </ul>

#### 1 普及方法

市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして防災に関する市民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

区 分	内 容
学校教育、社会教育を通じての普及	災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。
職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。

印刷物等による普及	市民等に対し、その時期に応じて広報ごてんば等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の高揚を図る。
映画、スライド、講演会等による普及	防災関係者並びに市民等に対し、映画、スライド、講演会、防災出前講座などを適宜開催しその普及を図る。

## 2 普及すべき内容

防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。

普及事項	(1) 防災気象に関する知識 (2) 防災の一般的知識 (3) 市地域防災計画の概要 (4) 自主防災組織の意義 (5) 災害危険箇所に関する知識 (6) 災害時の心得    ア 災害情報等の聴取方法 イ 停電時の心構え ウ 早期避難の重要性、避難場所、避難路等の徹底 エ 非常食料、身の回り品等の準備 オ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等 (7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮
------	--

## 3 市の実施事項

### (1) 市職員等に対する教育

- 職員が地区担当職員として地域における防災活動に率先して参加するとともに、当該活動を指導するための教育を行う。
- 市職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

教育事項	ア 地震・風水害等の防災に関する基礎知識 イ 東海地震等の災害発生に関する知識 ウ 東海地震等の災害危険度の試算の内容 エ 「御殿場市地域防災計画」の内容と市が実施している地震等の防災対策 オ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的にとるべき行動に関する知識 カ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担） キ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置 ク 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 ケ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策 コ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項
------	--

- オ～キについては、年度当初に各課・事務所等において、所属職員に対し、十分に周知する。
- 各部及び班等は、所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。
- 市教育委員会は「静岡県防災教育基本方針」及び「学校の地震防災対策マニュアル」によって、それぞれ職員に対して教育を行う。

### (2) 生徒等に対する教育

- 市教育委員会は、公立学校及び幼稚園（以下「学校等」という。）に対し、幼児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震等の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。
- 市は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導する。
- 住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等において継続的な防災教育に努めるものとする。

区 分	内 容
生徒等に対する指導	<p>自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。</p> <p>ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。</p> <p>イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。</p>
応急救護の技能習得	中学生、高校生を中心に応急救護の実践的スキルの修得の徹底を図る。

(3) 市民に対する防災思想の普及

- 市は、住民自らが生命、身体及び財産を守り、あわせて地域の地震等の災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による地震等災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。
- 市は、地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。
- この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」、11月を「地震防災強化月間」と定め、それぞれ、津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。
- この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つ静岡県防災士等の積極的な活用を図る。また、市及び県は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

区 分	内 容
一般的な啓発	<p>ア 東海地震等防災の基礎的な知識</p> <p>イ 第4次地震被害想定の内容</p> <p>ウ 静岡県地震対策推進条例」に規定する対策</p> <p>エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策</p> <p>オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識</p> <p>カ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置</p> <p>キ 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性</p> <p>ク 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策</p> <p>ケ 津波・山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識</p> <p>コ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識</p> <p>サ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備</p> <p>シ <u>居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え</u></p> <p>ス 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識</p> <p>セ 避難生活に関する知識</p> <p>ソ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮</p> <p>タ 安否情報の確認のためのシステム</p> <p>チ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性</p>
手段・方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により普及を図る。</li> <li>・特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。</li> </ul>
社会教育を通じた啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。</li> <li>・文化財を地震災害から守り、後世に確実に継承するため、文化財愛護団体等の諸活動を通じ、文化財に対する防災知識の普及を図り、保護の担い手づくりに努める。</li> </ul>

	啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に対する一般的な啓発に準ずる。</li> <li>・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。</li> </ul>			
	手段・方法	・各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。			
各種団体を通じての啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。</li> <li>・これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。</li> </ul>				
防災上重要な施設管理者に対する教育	市は、危険物を取り扱う施設や大規模小売店舗、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。				
相談窓口等	市は、それぞれの機関において、所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に応ずる。				
	<table border="1"> <tr> <td>総括的な事項</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td>建物等に関する事項</td> <td>建築住宅課</td> </tr> </table>	総括的な事項	危機管理課	建物等に関する事項	建築住宅課
総括的な事項	危機管理課				
建物等に関する事項	建築住宅課				

#### 4 防災関係機関

- 東海旅客鉄道株式会社（静岡支社御殿場駅）、西日本電信電話株式会社（沼津支店）、中日本高速道路株式会社（東京支社御殿場保全・サービスセンター）、東京電力株式会社（静岡総支社）、都市ガス会社（御殿場瓦斯株式会社）等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

### 第5節 防災のための調査研究

#### 1 実施方針

市は、御殿場市における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。

調査研究内容	
(1)	本市の地形、地質的素因が自然的災害の発生に当たって、どのような反応を示すか調査・検討する。
(2)	古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査・検討する。
(3)	災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。
(4)	要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。
(5)	要防災地域の防災パトロールの実施 危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。

#### 2 災害発生状況調査

区分	内 容
地震	<u>過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震）、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。</u>
風水害	<u>過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。</u>
火山	<u>過去の主な火山災害の発生状況を整理するとともに、火山観測技術や火山の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。</u>
大 火 災	火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

## 第6節 住民の避難誘導體制

市は避難勧告、避難指示を行うほか、避難準備の呼びかけを行い、住民の迅速かつ円滑な避難を実施する。高齢化の進行等を踏まえ、高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始の伝達に努める。

区 分	内 容								
マニュアルの作成	<p>市は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。</p> <p>なお、水害や土砂災害については、御殿場市水防計画別冊「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」により避難誘導に努めるものとする。</p>								
避難所及び避難地の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保されている指定緊急避難場所（以下「避難地」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）を指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。</li> <li>避難地は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生する恐れのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。</li> <li>特に避難地と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。</li> </ul>								
避難情報と住民の安全確保措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</li> <li>避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、避難地への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「<u>近隣の安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」を行うべきことについて、市は日頃から住民等への周知徹底に努める。</li> <li>「<u>屋内安全確保</u>」は、緊急的なやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう、避難準備・高齢者等避難開始の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">避難情報</th> <th>住民に求められる行動（安全確保措置）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障がい者などの要配慮者は、立ち退き避難する。</li> <li>立ち退き避難の準備を整える。</li> <li>状況に応じて、自発的に立ち退き避難する（特に風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等）。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>立ち退き避難する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>立ち退き避難中の住民は、確実に避難を完了する。</li> <li>避難勧告の対象地域で、まだ立ち退き避難をしていない住民は、速やかに避難を開始する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	避難情報	住民に求められる行動（安全確保措置）	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障がい者などの要配慮者は、立ち退き避難する。</li> <li>立ち退き避難の準備を整える。</li> <li>状況に応じて、自発的に立ち退き避難する（特に風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等）。</li> </ul>	避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>立ち退き避難する。</li> </ul>	避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>立ち退き避難中の住民は、確実に避難を完了する。</li> <li>避難勧告の対象地域で、まだ立ち退き避難をしていない住民は、速やかに避難を開始する。</li> </ul>
避難情報	住民に求められる行動（安全確保措置）								
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障がい者などの要配慮者は、立ち退き避難する。</li> <li>立ち退き避難の準備を整える。</li> <li>状況に応じて、自発的に立ち退き避難する（特に風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等）。</li> </ul>								
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>立ち退き避難する。</li> </ul>								
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>立ち退き避難中の住民は、確実に避難を完了する。</li> <li>避難勧告の対象地域で、まだ立ち退き避難をしていない住民は、速やかに避難を開始する。</li> </ul>								
計画の作成及び訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</li> <li>消防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。</li> </ul>								
難誘導體制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、高齢者、障害のある人等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。</li> <li>市は、不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。</li> </ul>								

## 第7節 防災訓練

市における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立及び市民の防災意識の高揚を図るため、年間を通して計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

区 分	内 容												
総合防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。</li> <li>・特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を実施する。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(1) 水防</td> <td>(2) 消火</td> <td>(3) 交通規制</td> <td>(4) 道路啓開</td> </tr> <tr> <td>(5) 救出・救護</td> <td>(6) 避難・誘導</td> <td>(7) 通信情報連絡</td> <td>(8) 救助物資輸送</td> </tr> <tr> <td>(9) 給水・炊出し</td> <td>(10) 応急復旧</td> <td>(11) 遺体措置</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合防災訓練では、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女の二一歳の違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</li> </ul>	(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制	(4) 道路啓開	(5) 救出・救護	(6) 避難・誘導	(7) 通信情報連絡	(8) 救助物資輸送	(9) 給水・炊出し	(10) 応急復旧	(11) 遺体措置	
(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制	(4) 道路啓開										
(5) 救出・救護	(6) 避難・誘導	(7) 通信情報連絡	(8) 救助物資輸送										
(9) 給水・炊出し	(10) 応急復旧	(11) 遺体措置											
災害対策本部・支部要員訓練の実施	災害対策本部及び支部において応急対策活動に従事する災害対策本部要員及び支部要員に対し、実践に即した訓練を行う。												
非常通信訓練	災害時において、市から県災害対策本部及び方面本部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。												
防災訓練のための交通の禁止又は制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</li> <li>・その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置することとなっている。</li> </ul>												
防災訓練実施後の評価等	防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。												

## 第8節 自主防災組織の育成

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に、広域被災が予想される東海地震等に際しては、国、県、市をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。

当面、東海地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、災害の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

## 1 自主防災組織の概要

区 分	内 容	
組 織	行政区単位に組織し、防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、女性の責任者又は副責任者等を置くなど女性の参画の促進に努めるものとする。	
編 成	本部組織として、情報連絡班、消火班、救出・救助班、避難誘導班、給食給水班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。また、女性の参画の促進に努めるものとする。	
活動内容	平常時	防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画、世帯台帳（防災用で避難行動要支援者を含む。）の作成等を行う。
	災害時	地域の警戒、被害状況の把握・伝達、出火防止及び初期消火、救出救護、避難命令の伝達及び避難誘導、給食・給水等を行う。

## 2 推進方法

- 市は、地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導する。
- 防災資機材等に関しては、市の自主防災事業の補助金等を活用して整備を図るよう推進する。

## 3 研修会等の開催

- 市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

## 4 市民の果たすべき役割

- 地震等の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。
- 市民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

区 分	内 容
平常時からの実施事項	<p>ア <u>防災気象に関する知識の吸収</u></p> <p>イ 地震防災等に関する知識の吸収</p> <p>ウ 地域の危険度の理解</p> <p>エ 家庭における防災の話し合い</p> <p>オ 警戒宣言発令時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認</p> <p>カ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施</p> <p>キ 家屋の補強等</p> <p>ク 家具その他落下倒壊危険物の対策</p> <p>ケ 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分）</p> <p>コ <u>居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え</u></p> <p>サ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動</p> <p>シ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）</p>
東海地震注意情報発表時の実施事項	<p>ア 正確な情報の把握</p> <p>イ 適切な避難（東海地震注意情報発表時に避難の実施を必要とする避難行動要支援者に限る。）</p>
警戒宣言発令時の実施事項	<p>平常時の準備を生かし自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。</p> <p>ア 正確な情報の把握</p> <p>イ 火災予防措置</p> <p>ウ 非常持出品の準備</p> <p>エ 適切な避難及び避難生活</p> <p>オ 自動車の運転の自粛</p>
災害発生後の実施事項	<p>ア 出火防止及び初期消火</p> <p>イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動</p> <p>ウ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護</p> <p>エ 自力による生活手段の確保</p>

## 5 地域における自主防災組織の果たすべき役割

- 地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。
- 自主防災組織は、市と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動をするものとする。

区 分	内 容
防災知識の学 習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。</li> <li>・主な啓発事項は、東海地震等の知識、東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義や内容、平常時における防災対策、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。</li> </ul>
「防災委員」の自主防災組織内での活動	<p>防災リーダーは住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として『自主防災地図の作成』以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。</p>
自主防災地図の作成	<p>自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することによりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。</p>
自主防災組織の防災計画書の作成	<p>地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。</p>
自主防災組織の台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。</li> <li>・災害時要援護者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 世帯台帳（基礎となる個票）</li> <li>イ 災害時要援護者台帳（要配慮者に関する台帳）</li> <li>ウ 人材台帳</li> <li>エ 自主防災組織台帳</li> </ul> </li> </ul>
防災点検の日の設置	<p>家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。</p>
避難生活計画書の作成	<p>警戒宣言発令時の避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるように、自主防災組織のための「避難生活計画書作成手引き」に基づき、各自主防災組織ごとに「避難生活計画書」を作成する。</p>
防災訓練の実 施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。</li> <li>・この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとする。</li> <li>・また、災害時要援護者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 情報の収集及び伝達の訓練</li> <li>イ 出火防止及び初期消火の訓練</li> <li>ウ 避難訓練</li> <li>エ 救出及び救護の訓練</li> <li>オ 炊き出し訓練</li> </ul> </li> </ul>
地域内の他組織との連携	<p>地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。</p>

## 6 市の指導及び助成

区 分	内 容									
自主防災組織づくりの推進	市は、自主防災組織と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。									
防災委員制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、自主防災組織及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため防災リーダーを委嘱する。</li> <li>防災委員の任期は、3年以上とする。</li> </ul>									
地域防災指導員制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員制度の導入に努めるものとする。</li> <li>地域防災指導員の育成及び能力向上を図ることを目的に、市は県と連携して、災害図上訓練(DIG)をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行う。</li> <li>地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化</li> <li>イ 個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導</li> <li>ウ 市又は県の施策の広報や推進、普及協力</li> <li>エ 市又は県に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達</li> <li>オ 連合自主防災組織会長等の補佐、支援</li> </ul> </li> </ul>									
自主防災に関する意識の高揚	<p>市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研 修 名</th> <th>対 象 者</th> <th>目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災組織中核的リーダー研修</td> <td>市長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)</td> <td>防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。</td> </tr> <tr> <td>防災委員研修</td> <td>防災委員</td> <td>防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。</td> </tr> </tbody> </table>	研 修 名	対 象 者	目 的	自主防災組織中核的リーダー研修	市長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。	防災委員研修	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。
研 修 名	対 象 者	目 的								
自主防災組織中核的リーダー研修	市長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。								
防災委員研修	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。								
組織活動の促進	市は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。									
自主防災組織への助成	自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、市は必要な助成を行う。									
コミュニティ防災センターの活用	<p>市は、地域コミュニティ施設等を自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。</li> <li>イ 警戒宣言発令時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。</li> <li>ウ 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。</li> </ul>									

## 7 自主防災組織と消防団との連携

- 消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。
- 消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 市は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

## 第9節 事業所等の防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- ア 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう確な防災活動を行い、被災住民の救出など地域の一員として防災活動に参加すること。
- イ 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所及び関係地域の安全を確保すること。
- ウ 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- エ 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策へ協力すること。

区 分	内 容
平常時からの防災活動の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 防災訓練</li> <li>イ 従業員等の防災教育</li> <li>ウ 情報の収集、伝達体制の確立</li> <li>エ 火災その他災害予防対策</li> <li>オ 避難対策の確立</li> <li>カ 救出及び応急救護等</li> <li>キ 飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保</li> <li>ク 施設及び設備の耐震性の確保</li> <li>ケ 予想被害からの復旧計画策定</li> <li>コ 各計画の点検・見直し</li> </ul>
防災力向上の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</li> <li>・市は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。</li> </ul>
業務継続計画（BCP）の取組	<p>事業所等は、事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。</p>

## 第10節 地域住民及び事業所による地区内の防災活動の推進

市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定めることができる。

## 第11節 ボランティア活動に関する計画

### 1 ボランティア活動の支援

- 市は、御殿場市社会福祉協議会と、御殿場市ボランティア協会等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。
- 市は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。

## 第12節 要配慮者支援計画

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備するものとする。

区 分	内 容									
要配慮者支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。</li> <li>地域においては、市のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協体制の整備に努める。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="395 674 1422 835"> <tr> <td data-bbox="402 683 491 826">避難支援等関係者</td> <td data-bbox="491 683 683 741">行政機関</td> <td data-bbox="683 683 1415 741">警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="491 741 683 772">地域組織</td> <td data-bbox="683 741 1415 772">自主防災会</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="491 772 683 835">福祉関係、福祉関係団体</td> <td data-bbox="683 772 1415 835">民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体、福祉事業者等</td> </tr> </table>	避難支援等関係者	行政機関	警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等		地域組織	自主防災会		福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体、福祉事業者等
避難支援等関係者	行政機関	警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等								
	地域組織	自主防災会								
	福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体、福祉事業者等								
避難行動要支援者の把握、名簿の作成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。</li> <li>市は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するため基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という。）を、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。</li> <li>市は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を定期的に更新するとともに、<u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める</u>ものとする。</li> <li>市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得た上で名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。</li> <li>上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生じる。市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講じるよう求めることその他の必要な措置を講じるものとする。</li> </ul>									
避難行動要支援者名簿	<table border="1" data-bbox="229 1442 1453 2004"> <tr> <td data-bbox="229 1442 379 1727">掲載する者の範囲</td> <td data-bbox="379 1442 1453 1727"> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活の基盤が自宅にあり、以下の要件に該当する者のうち、自ら避難することが困難な者</li> <li>ア 介護認定において要介護3以上の判定を受けている者</li> <li>イ 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者障害程度等級表の1級～4級に該当する者</li> <li>ウ 療育手帳の交付を受けている者</li> <li>エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</li> <li>オ ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみで構成される世帯のうち、親族等の支援を受けられない状況にある者</li> <li>カ 特定疾病治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者</li> <li>キ 前各号に準ずる状態にある者</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="229 1727 379 2004">名簿の作成及び提供</td> <td data-bbox="379 1727 1453 2004"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は上記の掲載する者について、民生委員・児童委員、身体障害者相談員及び福祉関係団体と協力して、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他連絡先等を記したリストを作成する。</li> <li>名簿作成にあたり、本人に個人情報提供の同意を確認し、同意を得られた者の名簿は避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。 同意が得られない者については災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。</li> <li>名簿の提供を受けた者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</li> </ul> </td> </tr> </table>	掲載する者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活の基盤が自宅にあり、以下の要件に該当する者のうち、自ら避難することが困難な者</li> <li>ア 介護認定において要介護3以上の判定を受けている者</li> <li>イ 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者障害程度等級表の1級～4級に該当する者</li> <li>ウ 療育手帳の交付を受けている者</li> <li>エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</li> <li>オ ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみで構成される世帯のうち、親族等の支援を受けられない状況にある者</li> <li>カ 特定疾病治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者</li> <li>キ 前各号に準ずる状態にある者</li> </ul>	名簿の作成及び提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は上記の掲載する者について、民生委員・児童委員、身体障害者相談員及び福祉関係団体と協力して、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他連絡先等を記したリストを作成する。</li> <li>名簿作成にあたり、本人に個人情報提供の同意を確認し、同意を得られた者の名簿は避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。 同意が得られない者については災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。</li> <li>名簿の提供を受けた者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</li> </ul>					
掲載する者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活の基盤が自宅にあり、以下の要件に該当する者のうち、自ら避難することが困難な者</li> <li>ア 介護認定において要介護3以上の判定を受けている者</li> <li>イ 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者障害程度等級表の1級～4級に該当する者</li> <li>ウ 療育手帳の交付を受けている者</li> <li>エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</li> <li>オ ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみで構成される世帯のうち、親族等の支援を受けられない状況にある者</li> <li>カ 特定疾病治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者</li> <li>キ 前各号に準ずる状態にある者</li> </ul>									
名簿の作成及び提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は上記の掲載する者について、民生委員・児童委員、身体障害者相談員及び福祉関係団体と協力して、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他連絡先等を記したリストを作成する。</li> <li>名簿作成にあたり、本人に個人情報提供の同意を確認し、同意を得られた者の名簿は避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。 同意が得られない者については災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。</li> <li>名簿の提供を受けた者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</li> </ul>									

<p>更新に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこと。</li> </ul>
<p>情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難支援等関係者は、情報漏えいを防止するため次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難行動要支援者に関する情報を無用に共有、利用しないこと</li> <li>イ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを認識すること</li> <li>ウ 受け取った名簿を施錠可能な場所へ保管すること</li> <li>エ 受け取った名簿を必要以上に複製しないこと</li> <li>オ 名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取り扱う者を限定すること</li> </ul> </li> <li>市は、名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適正な管理を図るよう適切な措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 避難行動要支援者名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援関係者に限り提供すること</li> <li>イ 名簿情報の取り扱い状況を報告させること</li> <li>ウ 名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催すること</li> </ul> </li> </ul>
<p>要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知または警告の配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次の事項に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、ひとり一人に的確に伝わるようにすること</li> <li>イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること</li> <li>ウ 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すこと</li> </ul> </li> </ul>
<p>避難支援等関係者の安全確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくこと。</li> <li>その際、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。</li> </ul>
<p>防災訓練</p>	<p>市は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。</p>
<p>人材の確保</p>	<p>市は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要な人材の確保に努める。</p>
<p>協働による支援</p>	<p>市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。</p>
<p>情報伝達</p>	<p>市は、県と連携し、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、市は、在京大使館等からの外国人の安否確認に必要な連絡体制を確保する。</p>
<p>避難支援等関係者等の安全確保</p>	<p>市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。</p>
<p><u>観光客の安全確保</u></p>	<p><u>市は、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客への安全対策を促進するものとする。</u></p>
<p><u>要配慮者利用施設における避難確保措置等</u></p>	<p><u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。</u></p>

### 第13節 救助・救急活動に関する計画

市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

## 第14節 応急住宅

区 分		内 容
応急住宅	応急仮設住宅	応急建設住宅 市は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
		応急借上住宅 市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。
	公営住宅	

## 第15節 ライフライン事業の復旧に関する計画

- ライフライン事業者は、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。
- 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

## 第16節 市の業務継続に関する計画

区 分	内 容
業務継続体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</li> <li>・実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。</li> </ul>
業務継続計画等において定めておく事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</li> <li>・本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</li> <li>・電気・水・食料等の確保</li> <li>・災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</li> <li>・重要な行政データのバックアップ</li> <li>・非常時優先業務の整理</li> </ul> </div>

## 第17節 複合災害対策及び連続災害対策

- 市及び防災関係機関は、地震、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより被害が深刻化し災害対策が困難となる事象の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- 市及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応にあたる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足を生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。
- 市及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性の高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練に努める。